
第 I 部

国際化する中国経済

第 1 章

中国経済の市場化・国際化

1970 年代末から始まった改革・開放時代はすでに 20 年近くなる。この間、中国は年平均 10% 近い高度成長を達成し、大量の外資導入とともに貿易も大幅に伸びた。経済構造の面でも市場経済への転換が進み、国際経済との連携も強まった。鄧小平路線のもたらした瞠目すべき成果である。

本章では、まず中国の改革・開放政策の展開に伴って市場経済・商品経済への転換がどの程度まで進んだかを明らかにする。次に、中国経済の市場化・国際化の進展状況を具体的にみるために、貿易の構造、各種市場の発展、および外資の役割についてさぐる。最後に、「先富論」と外資進出ブームに乗って高度成長を実現してきた中国が、今や大きな転換期にさしかかっている点に言及したい。

第 1 節 市場経済化・商品経済化の進展

1. 改革・開放政策の展開

1978 年の中共 11 期 3 中全会前後から、中国は経済改革と対外開放とを経済戦略の二大方針に据え、毛沢東時代のシステムからの転換をはかってきた。

中国が改革・開放に着手してからすでに久しい。その間、政策当局はあまたの法令や規定を公布し、また一部の地域や企業でも新しい改革措置を施行してきた。中国の改革・開放は大きく分けると、次の4段階からなる。

(1) 第1段階（1978年12月～1984年9月）——改革・開放の立上げ

この時期の改革の重点は農村部におかれていた。過去20年以上にわたって維持されてきた人民公社を解体し、行政組織（郷）と経済組織（生産隊、農村工業企業）とに分離する方向をめざしてきた。さらに生産隊の集団経済を分解し、農家請負制を成立させた。農家請負制は、1983年末には全国農家総数の90%以上に普及している。

都市部でも、各種の改革措置を施行してきた。都市の改革は主として、中央政府がそれまで握っていた権限を、企業や地方政府に委譲する方向で進められた。この改革の方向は企業の利潤留保制や地方財政請負制に代表される。また、いくつかの大都市では、その行政区域内に限って一連の改革を総合的に実施してきた。

対外開放の面では、まず広東省と福建省に財政・貿易・外資導入などの面で自主権を与えた。次いで、両省に深圳など四つの経済特区を設け、外資誘致のために各種の優遇措置を享受させた。また、北京・天津・上海・広東・福建・遼寧の6省・市が地方貿易公司を設立し、冶金・機械・兵器・航空・船舶の各工業部も貿易自主権を得た。

(2) 第2段階（1984年10月～1987年9月）——重点分野・重点地域での推進

1984年10月の中共12期3中全会において、「経済体制の改革に関する決定」が採択され、中国のめざすべき経済システムの基本的特徴が「公有制に基づく計画的商品経済」という言葉で概括された。この「決定」は、全面的に市場調節に依拠する「市場経済」ではないという留保をつけてはいるものの、社会主义の下で商品経済を発展させ、市場経済化を推進していく方針を

明確に打ち出した。伝統的社会主义のもつ観点と訣別したといってよい。

その時期以降、経済改革の重点は農村から都市へ移された。ミクロ・レベルからマクロ・レベルまで改革の波は広く及んでいった。計画、生産、流通、財政、金融、労働・賃金、貿易などの諸制度が改革の対象となった。また農村に対しては、農産物の強制買上げを廃止して、市場メカニズムを利用して買い上げる方向へ転じてきた。その代表的な措置が、食糧の義務供出制から予約買付け制への転換である。

対外開放の面では、1984年2月に鄧小平が經濟特区を視察して、特区政策を肯定したのを受け、その年の4月には沿海14都市が対外開放都市に指定された。さらに、翌年2月には、珠江デルタ・長江デルタ・閩南三角地区の61市・県が沿海経済開放区に指定された。86年には珠海・汕頭・廈門の特区区域の面積が拡大され、「外資投資奨励規定」も発布された。

(3) 第3段階（1987年10月～1991年12月）——沿海地区への広域展開

1987年秋に開かれた第13回党大会における趙紫陽報告は、改革・開放路線をさらに推進していく方針をはっきりと打ち出している。この報告によると、中国の歴史的段階は「社会主义の初級段階」にある。その意味するところは二重である。一方で、生産手段の公有制に基づく社会主义社会であることを確認する。しかし、他方で、生産力の水準が低く、商品経済の未発達という状況のために、工業化・近代化を達成するには長い期間、少なくとも2050年頃までの時間を要するというのである。本報告で最も注目されるのは、「社会主义の初級段階」という段階規定を行うことによって、私営企業の存在、および株式配当や私営企業経営者の獲得する利潤を正当なものとして合法化したことにある。

同じ頃、国家経済体制改革委員会は今後の経済改革の具体的段取りを検討するため、中長期改革構想についての研究を北京大学など九つのブレーン集団に委託している⁽¹⁾。明くる1988年には「沿海発展戦略」も加わって、中国の改革・開放は一気に満開の様相を呈していた。同年3月に遼東半島、山東

半島などの地域も沿海經濟開放区の列に入った。省に昇格した海南島も全体が特区に認定された。貿易面でも省・市・自治区、計画單列都市、貿易専門公司に外貨仕様の自主性を認めるため、外貨上納についての請負制が始まった。軽工業部門では輸出の独立採算制が導入された。

ところが、急激な高度成長政策への転換は庶民の間にインフレ・パニックをもたらし、その年の後半から引締め・調整政策へと大きく旋回せざるを得なくなる。過大投資や各地の重複建設を抑制するために、政府主導による産業構造の調整が再認識され、産業政策の決定権は國務院に集中された。鄧家華副首相を中心とした国家計画委員会のグループは、7大經濟圈構想を描いている⁽²⁾。この構想は沿海部にカネ・モノ・ヒトが集中しすぎる傾向のあった従来の開発戦略を若干修正し、中部・西部の開発にも配慮したものである。

1989年6月の天安門事件の直後には月間成長率がマイナスに落ち込んだこともあるとはいえ、調整政策下でも改革・開放を促進する潮流には大きな後退はなかった。90年4月に上海浦東新区の開発・開放が決定された。翌91年には、上海の外高橋、深圳の福田と沙頭角が保税区として輸出加工や中継貿易の発展をめざすことになる。この時期、西側の対中経済制裁によって借款などの面で影響は出たものの、華僑資本を中心に外資の進出は好調であった。

(4) 第4段階（1992年1月～現在）——全面展開・全方位開放

1992年の年頭から夏にかけて深圳・上海・大連などを視察した鄧小平は改革・開放のいっそうの促進に向けて号令を発した。同年秋の第14回党大会における江沢民報告は、「社會主義市場經濟」のスローガンの下に全面的な市場經濟化に向けて邁進することを宣言している。改革・開放は新たな高潮段階に入った⁽³⁾。第8次5カ年計画（1991～95年）と国民經濟・社会發展10カ年計画（1991～2000年）の成長率も上方に修正され、中国經濟は高度成長に向けて沸き立った。93年11月に開催された14期3中全会において、「社會主義市場經濟体制をうちたてる若干の問題に関する決定」が採択された。「決定」に

表1 国家クラスの経済開発区

開発区のタイプ	所 在 地
経済特区(6)	深圳 蛇口 珠海 汕頭 厦門 海南
経済技術開発区(34)	大連 嘉口 泰皇島 天津 煙台 青島 威海 連雲港 南通 上海(閔行・虹橋・漕河涇) 寧波 温州 福州 広州 漢江 福清融橋 漳州東山 昆山 武漢 蘭湖 杭州 重慶 長春 ハルビン 瀋陽 大亞湾 南沙(番禺) 北京 ウルムチ 薩山 寧波大謝 北海
ニュー・ハイテク産業開発区(52)	北京 上海 大連 深圳 厦門 海南 武漢 南京 瀋陽 天津 西安 成都 威海 中山 長春 ハルビン 長沙 福州 広州 合肥 重慶 杭州 桂林 鄭州 蘭州 石家庄 济南 蘇州 無錫 常州 佛山 惠州 珠海 青島 瀋坊 濰博 昆明 貴陽 南昌 太原 ウルムチ 南寧 パオトー 襄樊 株州 洛陽 大慶 宝鶏 吉林 綿陽 保定 鞍山
保税区(13)	海口 深圳(福田・沙頭角) 厦門(象嶼) 福州 青島 張家港 寧波 大連 天津 広州 上海(外高橋) 汕頭
辺境経済合作区(14)	黒河 綏芬河 珲春 滿洲里 丹東 伊寧 塔城 博樂 憑祥 東興 瑞麗 喀町 河口 二連浩特
国家観光リゾート区(11)	大連金石灘 青島石老人 太湖 杭州之江 上海横沙島 福建武夷山 湄州島 広州南湖 北海白虎頭海灘 昆明滇池 三亞牙龍灣
特殊開発区(3)	上海浦東開発区 海南洋浦経済開発区 江蘇蘇州工業園区
台湾企業投資区(4)	廈門(海倫・杏林・集美) 福州馬尾

(注) 福建省漳州市の東山は1993年に国家クラスの経済技術開発区に列せられたが、法人所得税以外の優遇措置は認められていない。

(出所) 荻大志「中国的区域開放与経済開発区」(王建編『中国的経済発展戦略と对外開放』IDE SIE Report, No. 2, 1996年) 20~21ページ/胡平主編『中国経済特区開発区年鑑(1995)』北京:改革出版社, 1995年, 175~330ページ/国务院法制局弁公室編『有関社会主義市場経済法規和政策匯編』北京:中国社会科学出版社, 1995年, 570~579ページなどを参照。

よると、社会主義市場経済体制は、政府のマクロ・コントロールの下で市場が資源配分に対して基本的機能を發揮するようなメカニズムを構築することをめざしている。

対外開放面でも、全方位開放の段階に突入した。第1に、長江中下流に位置する蕪湖・九江・黄石・武漢・岳陽・重慶の六つの沿江都市が対外開放された。第2に、遼寧の丹東、吉林の琿春、黒龍江の綏芬河・黒河、内モンゴルの滿州里、二連浩特、新疆の伊寧・塔城・博樂、雲南の瑞麗・畹町・河口、広西の憑祥・東興からなる14の「沿辺」(国境)都市が対外開放の列に加わった。第3に、内陸の省政府所在地の都市はすべて沿海開放都市と同じ優遇政策を享受することになった。これは今ではほとんどの内陸都市に適用されている。第4に、大連・広州・青島・張家港・寧波・福州・廈門・汕頭・海口に保税区が設置された。第5に、營口・威海・昆山・融橋(福清市)・東山(漳州市)・ハルビン・長春・瀋陽・武漢・重慶・蕪湖・杭州・南沙(番禺市)・惠州・蕭山などに経済技術開発区の建設が認められた。第6に、五つの経済特区と上海・天津・大連・広州・寧波・青島・南京の7都市において外貨取引市場が開設された。その他に、外資の参入に対して規制の厳しかった金融、小売り業、交通・運輸、不動産、観光などの業種への外資の投資を許可するようになった⁽⁴⁾。

以上のような段階的発展を経て、中国の対外開放は、(1)沿海開放地帯(経済特区・沿海開放都市・沿海経済開放区)、(2)沿江開放地帯、(3)沿辺開放都市・鎮、(4)内陸の開放都市、からなる多層的対外開放を実現した。表1にまとめたように、国家クラスに限っても、六つの経済特区の他に多種多様な経済開発区が設立されている。

2. 計画統制の撤廃

1970年代末から90年代半ばまでの改革・開放政策によって、中国の市場経済化は著しく進展した。そのことは、従来の計画経済システムにおいて重要

表2 指令的生産計画の対象品目

	1978	1988	1991	1994
農産物(品目数)	25	0	0	0
鉱工業產品(品目数)	120	60	54	36
鉱工業生産総額に占める比重(%)	40	17	11.6	4

(出所) 常清等編『社会商品流通、組織与調控』1993年版、北京、中国商業出版社、142ページ、および陳錦華主編『1995年中国国民経済和社会発展報告』北京：中国計画出版社、1995年、348ページ。

な役割を果たしていた指令的計画や統制価格の占める比重が大幅に低下していることからも裏づけられる。生産・流通・分配に対する国の統制は大幅に緩和された。農業生産についての指令的計画はほとんどなくなった。鉱工業生産に対して下ろされる国の指令的計画も大きく縮小している。表2に示したように、78年に国が指令的計画によって管理している品目は120種を数えたが、94年には36種にまで減った。鉱工業生産総額に占める比重も40%から4%にまで低下している。流通過程においても、国家計画委員会が統一配分している生産財の品目数は79年の256種から94年には12種にまで削減された。

計画統制から市場調節への転換は、中国においては直線的に遂行されたわけではなく、いくつかの過渡的措置を用いつつ進められている。指令的計画の撤廃についても同様で、指令的計画の対象となる生産財の品目数は大幅に減少したとはいえ、中国の需給のひっばく状況からすれば、ただちに自由化するわけにはいかない。指令的計画を撤廃された重要品目のなかには、その生産量の一部が国家発生の対象として組み込まれているものもある。

中国における計画管理の役割変化の一つとして注目されるのは、産業政策の作成である。行政主導型の経済運営の方向を強めつつある中国にとって産業政策は中長期発展戦略上、重要な意味をもつ。全体的な産業政策に加えて、自動車、電子、農業、交通、通信、エネルギー、機械、建設、石油化学など

の個別産業政策も作成中である（一部の産業についてはすでに制定されている）。産業政策と並行して、外資導入についても政府は奨励産業・奨励業種についての選別リストを発布した（詳しくは本書第2章を参照されたい）。

3. 投資システムの改革

1970年代末から進められてきた投資システムの改革は、投資主体の多元化、投資資金ルートの多様化、プロジェクト決定権の分散、各種の投資形態、市場競争を通じた建設施工などを特徴としている。

投資主体は毛沢東時代には中央政府が主として担っていたが、改革後は中央、各級地方政府、国有企業、集団所有企業、外資企業、住民個人などへと多元化した。プロジェクト決定権も中央集中制から地方政府、中央各監督官庁、国有企業にも分与されている。

投資資金もかつての国家財政支出一本やりから投資企業の自己調達、銀行融資、財政支出、外資利用など多様な資金調達ルートが形成された。表3から知られるように、全社会固定資産投資に占める国有セクターの比重は1978

表3 中国における固定資産投

		全セクター	国有セクター	集団セクター	自営業
投資額（億元）		16,370.3	9,322.5	2,664.7	1,970.6
資金源泉の構成（%）	国家予算内資金	3.2	5.0	1.9	0
	国内借入れ	22.6	25.7	28.0	3.3
	外資利用	10.8	7.2	8.1	0
	自己資金	48.9	51.0	19.3	94.9
	その他	15.5	11.6	43.4	1.7

（出所）『中国統計年鑑』1995年版、138～139ページ、および陳錦華計画出版社、1995年、367ページ。

年の95%から94年には57%まで低下している。外資（香港・マカオ・台湾を含む）、集団所有、自営による投資を合わせると、全体の40%にもなる。また、国有セクターの投資のなかでは、財政予算内投資が78年の80%から94年には5%にまで落ちている。それとは対照的に、地方政府、中央監督官庁、企業、事業体の自己調達分は51%を占める。銀行貸出と外資利用分はそれぞれ国有セクター投資の26%と7%を占めるまでになった。

このような状況の下で、1994年初めには「固定資産投資のマクロコントロールをひきつづき強化する通達」を発して、当時の投資膨張や金融市場混乱の情勢に対する行政的介入を強めている。この通達で注目されるのは、(1)国家計画委員会が他の中央官庁や地方政府との協議のうえ、エチレン、ポリエステル、ビスコース纖維、精油、製鋼、自動車、空港、港湾、大型橋梁、通信設備など、各地で投資の重なる可能性が高いプロジェクトについては専用計画を作成し、重複建設を防ごうとした、(2)投資規模・投資資金の膨張を抑えるために、国の下ろす固定資産投資資金の貸出指標を指令的計画下におくと同時に、金融機関がコール資金を利用して固定資産投資プロジェクトに貸し出すことを禁じた、(3)資本市場の管理を強めるために、社債・株式の発

資の構成（1994年）

投資主体

混合所有	株式制	外資	うち香港・マカオ・台湾	その他
100.5	569.3	1,710.3	430.0	33.5
0.4	1.7	0.3	0.1	0.6
24.9	27.5	18.0	16.1	17.9
2.6	7.1	49.1	50.6	3.0
51.2	57.3	27.3	25.7	47.2
19.9	12.2	9.9	15.8	32.8

主編『1995年中国国民经济和社会发展報告』北京：中国

行を厳格に審査し、それらを無認可で増発したり、企業内部向けに高配当で発行したりすることを禁じた、の三つの措置である。

1995年に入ると、政府は投資計画の管理方法の改革に着手している。もとの物動的投資計画を通じた管理（各投資プロジェクトの許認可）から、投資資金計画を通じての管理へと転換した。すなわち、個々のプロジェクトの資金を許認可の対象とするのではなく、固定資産投資に用いる財政予算内資金・専用資金・国内銀行貸出・債券・外国借款の総額を指令的計画によって管理するというものである。また、その他の投資資金総額については指導的計画によって誘導することにした。

同年にはさらに、プロジェクト登録制度も始まっている。50万元以上のプロジェクトは内資・外資を問わず、立案・登録の申請を義務づけられた。産業政策、各業種別計画、環境保護、資源利用、土地使用などに関する国家規定に抵触するような場合、そのプロジェクトは認可されないことになる⁽⁵⁾。

4. 価格改革

1990年代の価格改革の全体構想によれば、国民生活に影響の大きい少數の重要な商品とサービスの価格は政府が管理し、その他の一般的な商品とサービスの価格は市場を通じて決定される⁽⁶⁾。また、中国の10カ年構想と第8次5カ年計画を検討した世銀レポートも、中国の価格改革が優先的に解決すべき課題として、(1)エネルギー、運輸、原材料、穀物などの価格統制の撤廃、(2)原材料流通の自由化、(3)穀物と綿花を含めて統制配分の撤廃、などは実現可能であると提言している⁽⁷⁾。

これまでの価格改革の過程を通じて、統制価格の比重がどれだけ低下したか。農民の農産物販売額に占める政府固定価格の比重は1978年には94.4%もあったが、94年には12%にまで落ちている。重要生産財の販売価格は実際に計画管理が有効に機能していたかは別として、70年代末までほとんど政府統制下にあったが、94年には18%を残すのみとなった。社会商品小売り総額

にいたっては、78年の97%から94年には5%を政府が決定しているにすぎない。改革・開放後の10数年間にわたって価格自由化を相当程度にまで実現しながら、中国は最高でも年率20数%のインフレ率でしのいできた。このことは、旧ソ連・東欧諸国の市場経済化過程と比べれば、中国の価格改革の成果として高く評価されよう。

5. 農村の商品経済化

市場経済が国民経済全体に浸透していない発展途上国においては、市場経済化の実現は自給自足経済から商品経済へ転換していく過程でもある。中国の農村部においても毛沢東時代まで自給自足経済は圧倒的比重を占めていたが、鄧小平時代に入るとしだいに商品経済に大きく依存する段階へと移行していった。

農民の生活消費支出に占める自給部分と商品購入部分との比率は表4のとおりである。1980年代に入って商品購入の比率が急増していることがわかる。78年段階では自給部分の方がまだ多かったが、80年代半ばには完全に関係は逆転している⁽⁸⁾。

表4 農民家庭の生活消費支出構成

	合計額	食品	衣類	住宅	家庭用品・備品	医療	交通	教養・娯楽
1978年 実額(元)	116.1	78.6	14.7	12.0	10.8	...
商品化部分(%)	41	24	89	51	88	...
自 給 部 分(%)	59	76	11	49	12	...
1985年 実額(元)	317.4	183.4	30.9	57.9	16.3	7.7	5.5	12.5
商品化部分(%)	61	42	97	74	98	99	100	99
自 給 部 分(%)	39	58	3	26	2	1	0	1
1994年 実額(元)	1,016.8	598.5	70.3	42.3	55.5	32.1	24.0	75.1
商品化部分(%)	64	44	99	77	99	100	100	100
自 給 部 分(%)	36	56	1	23	1	0	0	0

(出所)『中国統計年鑑』各年版。

第2節 経済の国際化と各種市場の発展

これまで述べてきた中国の市場経済化・商品経済化の進展は、同時に国際市場とのリンクを強めていく過程でもあった。そのことは、貿易の拡大と大量の外資進出によって裏づけられる。中国の貿易や投資が急速に伸び、国際経済とのリンクが強まった背景には、以下の六つの要因があげられる⁽⁹⁾。

第1に、改革・開放の推進によって国内経済が活性化し、市場規模が拡大した。輸入面では機械・設備やハイテク製品に対する需要が高まつた。また、政府機関・企業や家計の電化製品・自動車などに対する購買意欲は強く、大量の耐久消費財が輸入された。輸出面では、経営上の自主権を得た貿易企業や生産企業が利潤追求や外貨獲得を動機づけられ、輸出製品の開拓と販路拡大に努めた。

第2に、貿易管理体制の改革、および財政・金融・投資など関連分野での制度改革を漸進的に進めることによって国際市場との連携が徐々に強まり、貿易発展のための経済環境が改善されていった。

第3に、経済特区、沿海開放都市、沿海開放地帯、内陸部の対外開放という地域的発展戦略と優遇措置を段階的に広げていった点も、貿易・投資の順調な発展に寄与している⁽¹⁰⁾。

第4に、各地方政府が地方企業と一体となって積極的に外資誘致に取り組んだ。進出先の地方政府の後押しがなかったならば、対中進出に二の足を踏んだ外資企業はずつと多かったはずである。

第5に、外資とりわけ香港・台湾などの華人資本が中国と国際市場との仲介機能を果たした。外資の対中進出ブームの下で輸出指向型の外資系企業が大量に設立されたことは、貿易額の大幅な伸びに貢献している⁽¹¹⁾。そのことは、外国直接投資の活発な中国沿海地域の輸出の伸びが著しいことからも裏づけられる。

第6に、世界銀行など国際機関や外国政府の借款が果たした役割も看過で

きない。中国と世界銀行との協力は、(1)投下資金量の拡大、(2)対外債務返済負担の軽減、(3)先進技術・設備の導入、(4)先進的管理・運営方法の修得、などの面で大いに貢献している⁽¹²⁾。

本節では、中国経済の市場化・国際化の進展状況を、貿易、商業、金融市場、労働市場、不動産市場のケースについて検討してみたい。

1. 貿易の発展

中国が改革・開放政策に転じてのち、貿易額は急速に拡大していった。とりわけ、1990年代に入ってからは毎年20%前後の伸びを続けている。このような貿易の発展によって、中国経済は国際経済の枠組みのなかにしっかりと組み込まれてしまった。貿易依存度（輸出入額/GNP）は、改革・開放前の10%から90年代には40%近くまで高まっている。貿易立国といわれた資源小国日本ですらピーク時に23%ほどであったことからすれば、資源大国でありながら中国は国際経済への依存度がきわめて高いことがわかる。しかも、この貿易額の伸びに大きくかかわっているのは外資系企業である。90年代に入って外資系企業による輸出入は全体の貿易のなかでますます大きな比重を占めるようになった。94年の統計によると、全国では外資系企業が占める割合は輸出の29%，輸入の46%になる。広東省にいたっては、輸出の37%，輸入の53%にも達する。

1990年代に入ってからの貿易の発展は、単なる貿易額の増加にとどまらない。輸出入商品の構成にも大きな変化が現れている。一次産品と工業製品がそれぞれ輸出総額に占める比重は80年が50.3対49.7であったのに対し、94年には16.3対83.7となった。製品輸出比率は大幅に上昇している。輸入品の構成も同様で80年に輸入総額の65.2%を占めていた工業製品は、94年には85.8%へと拡大している。前述した機械・設備やハイテク製品に対する需要増を反映している。

中国の対アジア地域との貿易額の伸びは急速で、1990年の485億2000万

米ドルから 94 年には 3 倍近い 1422 億 2000 万米ドルに達した。とくに中国の輸入は 90 年の 145 億 2000 万米ドルから 94 年には 3.7 倍の 687 億 7000 万米ドルに増えている。中国全体の貿易額の伸びが著しいために、貿易相手別にみた対アジア貿易には顕著な変化はみられないが、それでも対アジア地域との貿易額が中国の貿易総額に占める比重は 90 年の 57% から 94 年には 60% に伸びた。そのうち、対日本が 20.2%，対香港が 17.7%，対台湾が 6.9%，対韓国が 4.9% になる⁽¹³⁾。

中国国内の地域的な貿易発展状況をみると、やはり沿海地域の伸びがめざましい。海南・広西・廣東・福建・浙江・上海・江蘇・山東・天津・河北・遼寧の 11 省・市・自治区の貿易額は 1990~94 年の間に年平均 65.2% も伸びており、全国平均の 23.2% を大きく上回っている。これら沿海の 11 省・市・自治区が中国の貿易総額に占める比重は 90 年の 40.6% から 94 年には 75.6% にも達した⁽¹⁴⁾。

2. 各種市場の発展と外資

(1) 商業

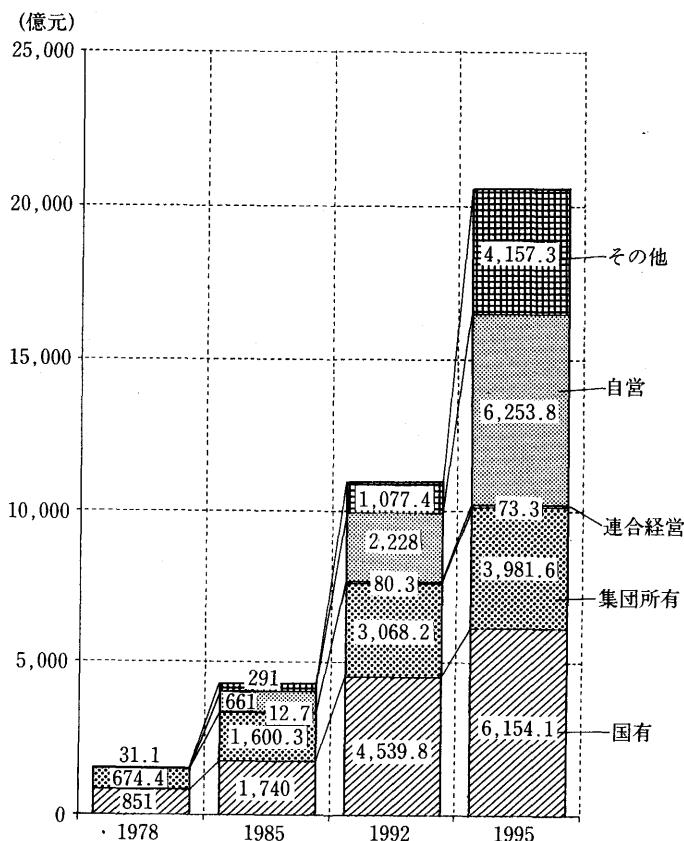
① 商品市場

1970 年代末まではほとんどの商品流通が計画統制下におかれていたが、商品市場が発展していくとともにしだいに計画分配の比重が低下していった。改革・開放後の商品市場の発展は農産物市場から始まり、つづいて工業の生産した消費財・生産財へとその範囲を広げていった。商品市場の発展は、次の 3 段階に分けられる⁽¹⁵⁾。

第 1 段階 (1978~84 年) では、農村における農家請負制の導入によって農民が余剰農産物を市場に売出しはじめたところに特徴がある。この時期、農村自由市場の発展は急速で、1978 年の 3 万 3300 カ所から 84 年には 5 万 6500 カ所へと増えている。取引額も 125 億元から 471 億元へと 4 倍近くになった。

第 2 段階 (1985~91 年) に入ると、商品流通を担う機構の多様化が進み、国

図1 社会商品小売り総額の構成



(注) (1) 購入販売協同組合は集団所有のなかに含まれる
(1958~61年を除く)。

(2) 連合経営には公私合営(1952~58年), 異なった所有者間の連合経営と中外合弁(1980年~)を含む。

(3) 自営には私営企業(1952~57年)を含む。

(4) 1993年以降は社会商品小売り総額(農業生産財を含む), 93年より前は社会消費品小売り総額。

(5) 1993年以後のその他経済には、農民から都市住民への販売、私営、株式制、外資、香港、マカオ、台湾を含む。

(出所)『中国統計年鑑』新995年版, 524ページ。

有と集団所有からなる公有制商業機構の独占体制がしだいに崩れていく。図1からわかるように、自営商店やその他の商業機構の販売額が大幅に増えている。同時に留意しなければならないのは、国有と集団所有も従来の政府統制から脱して独立採算企業へとその性格が変わってきたことである。またこの時期には、野菜・果物・水産物・食糧・食用油・工業品の卸売市場が各地で設立された。

第3段階(1992年以降)は、社会主义市場経済の体系化をめざす方針の一環として商品市場の全面化・成熟化を追求した時期に当たる。小売り商業は外資参入をこれまで禁止していたが、この時期から合弁・合作経営の外資系小売り企業の設立が認められるようになった。

価格形成の面でも、卸売市場や先物市場が大きな役割を果たすようになった。農産物の卸売市場は1992年には1858カ所を数え、7万9000カ所の自由市場とともに農産物流通の市場化を支えている。鄭州穀物取引所のような全国的規模の卸売・先物市場とともに地域的な卸売市場も各地に設置され、自由化された食糧価格の市場決定に寄与している。工業品の卸売市場や先物市場は93年に560カ所にまで広がり、鋼材市場も182カ所を数える。食糧や生産財の備蓄制度と市場リスク基金も設立され、価格安定化に一役買っている。

② 商業における外資進出

これまでのところ外資系企業の商業分野への進出形態には、次のような特徴がみられる⁽¹⁶⁾。

第1に、外資の商業分野進出において合弁・合作経営の百貨店・小売店が比較的多い。1994年までに、北京・上海・天津・広州・大連・青島・深圳・珠海・廈門・汕頭・海南に14社が設立を許可されている。

第2に、大多数のプロジェクトは商業施設だけに限定せず、不動産開発と一体化しつつ、百貨店、レストラン、オフィス・ビル、ホテル、レジャー施設、健康ランドなどを含む総合施設としての経営をめざす。また、倉庫・貯蔵施設・輸送手段・大型卸売市場・物流センター・技術開発センターなどの市場インフラの建設にも取り組んでいる。

表5 外資系の主要商業企業

外資系商業企業	資本金	合弁比率 (%)	投資額	建築面積 (m ²)	合弁期間
上海第一八佰伴 有限公司	4,000万米 ドル	上海第一百貨商店 香港八佰伴 日本八佰伴	45 36 19	1.2億米 ドル	12万 50年
北京燕莎友誼 新城有限公司	6,000万元	北京友誼商業總公司 シンガポール新城集団	50 50	1.5億元	2.2万 17年
天津華信商厦 有限公司	4 億元	天津華聯商厦中原公司 和平区建設開発公司 香港信德集团公司	40 10 50	7 億元	14.9万 30年
天津正大國際商業 大厦有限公司	2.3億元	天津立達集團 祥和総合開発公司 タイ正大集團	40 10 50	7 億元	12万 30年

(出所) 常清・唐健「中国的商品市場、金融市場、労働力市場、房地産市場」(常清編『中国経済的市場化与国際化』IDE SIE Report No. 1, 1996年) 62ページ。

第3に、新規建設のプロジェクトが多く、建設周期も長い。大部分は1995~96年になって初めて営業に入るものである。

第4に、商業分野への進出外資のなかでは、香港が最も積極的に展開している。

商業分野に進出している外資系企業の代表的な例を拾ってみると、表5のとおりである。いずれも合弁で、外資が50%か50%をやや上回っている。

(2) 金融市场

① 銀行制度の改革

中国の銀行体系は、中央銀行（中国人民銀行）・国有専門銀行・商業銀行からなる。その他に、信託投資公司が預金・貸出業務も営むノンバンク金融機関として存在する。

国有専門銀行には、1970年代末から業務を復活した順にあげていくと、農業銀行、中国銀行、建設銀行、工商銀行がある。これら4大銀行だけで、93

年末には預金総額の 68%，貸出総額の 75%を占めている。

1986 年 7 月に最初の株式制商業銀行として交通銀行が設立された。その後、各地で全国レベル・地方レベルの銀行があいついで成立している。そのなかには、中信実業銀行、中国光大銀行、華夏銀行、深圳發展銀行、招商銀行、福建興業銀行、烟台住宅貯蓄銀行、瀋陽合作銀行、成都匯通都市合作銀行、浦東發展銀行などがある。中国投資銀行は世界銀行の対中借款を管理するための銀行として 81 年に設けられた。

1986 年 4 月に中國人民銀行が発布した「金融信託投資機構管理暫定規定」によって、大中都市に信託投資公司、ファイナンス公司、リース公司などのノンバンク金融機関の設置が認められた。88 年のピーク時にはこれらの機関は 2000 余社を数えていた。これらのノンバンクに対して、89～90 年調整期に大々的な整理・統合が実施された結果、存続を認められたものが 285 社、一時的に廃止を免れたものが 150 社となった。

農村信用合作社は改革・開放以前から一貫して農村金融において重要な役割を担ってきた。都市部では、1983 年に瀋陽・鄭州・長春・武漢・邯鄲などで集団所有の都市信用合作社を設置した。そののち、92 年には 4001 社を数えるまでに成長している。

銀行業の分野での対外開放はずっと遅れていたが、1990 年代半ばから外銀支店の設置が相次ぐようになった。95 年には、中外合弁銀行のなかでは初めて投資銀行としての許可を得た中国国際金融有限公司も設立されている。

② 金融市場

金融改革の推進によって、金融市場取引も活発化してきた⁽¹⁷⁾。企業の運転資金は 1983 年 6 月から銀行融資に一本化されて、それまでの財政資金としての供与方式が廃止された。

銀行間のコール市場は 1986 年 1 月から始まったが、中国の金融市場のなかでは取引が最も盛んで、年間取引高は 2000 億元に上る。

国債取引はあまり活発ではない。1994 年になってようやく取引額が上向きはじめ、4 月 3586 万元、5 月 3 億 1100 万元、6 月 8 億 5500 万元へと急伸し

ている。

手形割引は中国の金融市场で最も早くから試行された業務である。改革の初期、上海市で商業手形制度の実験をしたのを受けて、1986年に国有専門銀行受けの商業手形を人民銀行が再割引する制度が正式に始まった。90年に全国で発行された商業手形は300億元、手形割引は238億元、中央銀行の再割引は85億元であった。91~93年の期間における国有専門銀行の手形割引と中央銀行の再割引との累計額はそれぞれ100億元に達した。

CD（譲渡性預金）市場は、1986年に交通銀行が高額CDを創設したのが始まりである。89年5月に中国人民銀行が「高額CD管理弁法」を発布し、CDをもつ資格が個人や企業・事業体にも広げられた。93年末までに全国の発行累計額は2500億元を超えている⁽¹⁸⁾。

③ 証券市場

証券市場の発展も、次の三つの段階に分けられる⁽¹⁹⁾。1981~90年の時期には、証券市場と呼べるような次元には達していなかった。81年から国債が発行されたが、政府機関や企業を通じての強制割当て方式によって購入させたもので、国債流通の市場は許可されなかった。そのため、88年に国債市場が開設されるまで闇取引が横行していた。株式も当初は元本と配当を保証する方式で、あたかも国債や社債のごとき扱いであった。

1990年代になると、全国的規模の証券市場の育成が課題となってくる。90年12月に上海証券取引所、91年7月に深圳証券取引所が設立され、上海に8社、深圳に5社の株式が国内向けA株として上場された。さらに、91年末には上海真空電子部品株式会社が総額1億元の国外向けB株を発行している。この方式を通じて、中国の企業は比較的容易に外資を調達するとともに、企業の所有制を国有から合弁企業へと転換することができるようになった。

また、1990年12月には北京に全国証券取引システム(STAQ)が成立し、国債取引が証券取引所の外でもできるようになった。このシステムはインターネットを通じて全国の6都市をつなぎ、4種類の国債取引を仲介している。

1992年以降には、証券市場取引が過熱化したこともあり、証券市場の育成・拡大よりも株式制と証券市場の秩序ある発展が重要な課題として浮上してきた。その一つの方策として、株式の発行において公平・公開・公正の原則を実現し、株式購入申込書を原価で無制限に発売することにした。これは92年8月に深圳で多数の死傷者を出した株式購入騒動を教訓としている。だが、この方式もコストがかさむため、最近では定期預金をもつことを株式購入の資格要件とする預金証書方式へと転換しつつある。

近年、株式会社化は産業的にも地域的にも急速な広がりをみせている。そのような情勢に対応するために、法規や管理体制の整備が急がれる。その一環として、1992年に国家経済体制改革委員会「株式制企業試行弁法」、93年に國務院「株式発行・取引管理暫定条例」などが発布されている。また、92年10月には、証券取引監督機関として國務院証券委員会と中国証券監督管理委員会が設置された。

国債取引にも新たに先物市場が登場した。1992年12月に上海証券取引所において12種類の国債について先物取引が行われた。国債の先物取引はしだいに活発化していき、94年6月には月間取引額は280億元にまで伸びている⁽²⁰⁾。

④ 外資系金融機関の対中進出

1982年に南洋商業銀行が深圳支店を開設したのが、外国銀行の中国における支店開設のはしりである⁽²¹⁾。85年に入ると、外資系の銀行やファイナンス会社が経済特区に次々と支店をおくようになった。90年に上海が特区以外の都市として初めて金融機関の設置を許可した。92年以降、上海以外の都市にも外国銀行支店が開設されるようになった。その結果、94年末には深圳・珠海・汕頭・廈門・海口・上海・広州・天津・大連・福州・南京・青島・寧波の13都市で、その数は、14カ国・地域からきた118支店を数える。内訳は、外銀支店99、外資100%銀行5、合弁銀行5、ファイナンス会社5(そのうち、外資100%4、合弁1)、保険会社支店4からなる。正式に営業を行っているのは101社で、その資産合計額は118億4000万米ドルである⁽²²⁾。

支店の他に、駐在員事務所を含めてみると、外資系金融機関の数はずっと多くなる。1994年末までに、33カ国・地域の金融機関が中国の18の都市に393の代表事務所を設置している。支店と駐在員事務所を合わせると511カ所に上るが、そのなかで最も数の多いのは日本である。日本、アメリカ、香港、イギリス、フランスと上位5カ国・地域で総数の65%前後を占める。外国金融機関の集中しているのは北京で半数をかかえている。その後に、上海、広州、深圳が続く。

保険会社としては、1994年7月に東京海上火災が上海に支店を開いたのが最初である。次いで、アメリカのAIUが上海に進出した⁽²³⁾。

(3) 労働市場

① 労働市場の多様化

中国の労働市場は、農村と都市とに膨大な余剰労働力をかかえているところに特徴がある。農村では1970年代末以降、郷鎮企業が大量の離農人口を吸収してきた。94年末の時点では、郷鎮企業で1億2000万人を雇用している。それと同時に、農村を離れて都市で就業した人口も少なくない。94年に都市への出稼ぎ人口（「民工」）は2000万人に上る。その多くは建設業・軽工業・商業・サービス業などの肉体労働や非熟練労働に従事している。

中国の就業構造を所有セクター別にみると、国有セクターの占める比重はあまり変わっていない。鉱工業生産総額に占める国有セクターのシェア低下からすれば、国有セクター従業員の数はもっと減少してもよさそうなものだが、そうはない。例えば、国有セクター従業員数が全国の従業者総数に占める比率は1978年から94年まで一貫して18%前後を維持している（都市従業者総数に占める比率では、78年の78.3%から94年の66.6%まで低下してはいるものの）。このことから、都市部では国有セクターのかかえる潜在的失業人口および新規労働力を非国有セクターで吸収していくことが、今後の労働市場の一つの課題となるといえよう。しかし、国有セクターの比重があまり低下していないことをもって、国有企业の「鉄のちゃんわんで大釜の飯を食

べる」体質にまったく変化が起こっていないと断じるのは早計であろう。なぜなら、国有セクター内部でも従来の終身雇用型から労働契約制への転換が進んでいるからである。

労働契約制はすでに吉林、遼寧、広東、海南、福建、山西、江蘇、雲南、河南、湖北、安徽、広西、陝西の13省・自治区が全面的に推進する方針を採択している。北京、上海など10省・市でも、全面的実施にいたるまでの猶予期間を設定しつつも、最終的には契約制に移行することを決定した。1994年末には国有セクターの契約制労働者は2853万人を数え、職員・労働者総数の26.2%を占めるまでになった⁽²⁴⁾。また、中国に進出している外資系企業（合弁・合作経営・外資100%企業）の従業員数は90年に200万人であったものが、94年に1400万人、95年には1600万人と急速に増えてきた。輸出産業としてならした往時香港の製造業が最高でも100万人であったから、中国には今や最盛期の香港製造業の16倍に相当する数の労働者が外資系企業によって雇われていることになる。

労働市場の発展にとって、就業斡旋機構の役割は大きい。1994年までに全国の就業斡旋機構は2万カ所に及ぶ。そのうち、政府機構の運営するものが、1万6000カ所になる。これら斡旋機構によって就業したものは累計で1000万人を数える。職業訓練センターは全国で2600カ所あり、毎年120万人を養成している。また、労働仲介サービス企業は21万社にのぼり、965万人の従業員を擁する。

② 未成熟な労働市場

このように中国の労働市場は一方でその規模を急速に拡大してきたとはいえ、市場の体系化・制度化という側面からみると、まだ未熟な点が多い⁽²⁵⁾。

第1に、国家規定に違反した雇用関係が横行している。大連での調査によると、外資系企業、私営企業、自営業において正規の手続きを踏まないで雇い入れている農村からの出稼ぎ労働者の比率はそれぞれ57%，68%，83%を占めていた。一部の企業では非合法の児童労働も行われていた。

第2に、労使関係の契約が法規に則っていない。広東省の一部の企業では、

労働契約を結んでいる労働者は総数の 50%にも満たないという。福建省晋江市では非国有セクターに 40 万人が雇われているが、労働契約を結んでいるのはその 4 分の 1 でしかない。また、契約の内容にしても、労働者を拘束する条項ばかりで使用者側の責任を明示していないケースもままみられる。

第 3 に、労働時間を勝手に延長するなど、ずさんな労務管理が行われている。

1995 年から発効した「労働法」は、そうした混乱状況に対処するための方策の一つである。最低賃金制度も樹立され、94 年末までに全国 18 地域で次のような最低の月賃金が発布された。

北京 210 元、天津 210 元、上海 220 元、山東 190 元、福建 280~170 元、

浙江 220 元、雲南 185~135 元、山西 200~120 元、陝西 200~125 元、

貴州 190~130 元、海南 280~180 元、吉林 190~150 元、広東 320~190 元

社会保障制度の育成・充実も急がねばならない。失業保険の加入者は 9500 万人を数え、そのうち 1994 年の 1 年間に 187 万人が失業手当を受けている。老齢年金保険の改革もまだ途半ばである。その他にも、賃金の地域格差が大きいこと、労働力移動や就職斡旋のチャネルが組織化されていないことがあげられる。

(4) 不動産市場

① 不動産業の発展と不動産金融

改革・開放後に発展してきた各種要素市場のなかで、不動産市場が動き出したのはかなり後のことだが、近年の取引は旺盛である。中国で不動産市場を育成していくうえで、土地使用制度と住宅制度の改革が不可欠であった⁽²⁶⁾。

まず、土地使用制度の改革は、1982 年に深圳で都市部の土地に対して使用料を徴収したところから始まる。84 年には撫順、広州がそれにならった。88 年には、土地使用料は土地使用税に改められた。しかし、土地使用料や土地使用税の徴収は、政府統制下におかれた土地管理制度のもつ欠点を根本から

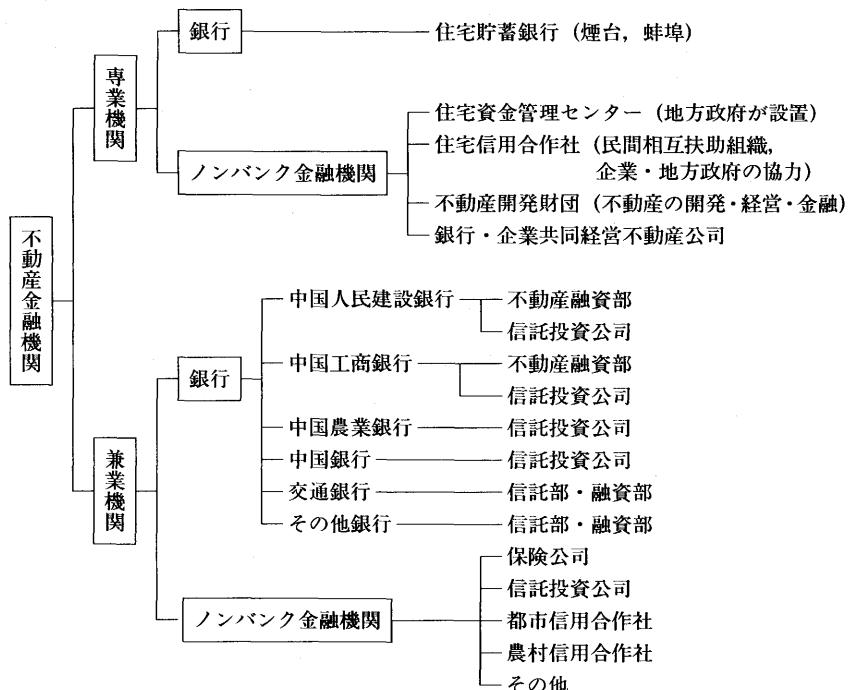
改めるものではない。ここに、87年下半期から土地使用権を一定期間に限定して有償譲渡する方式が深圳で試行されることになった。

深圳で始まった土地使用権の有償譲渡方式は急速に他の地域に広がった。1993年の1年間に全国で国有地使用権の譲渡は7万9000ヘクタールに達し、1231億元の収益をあげている。土地使用権の譲渡収益が財政収入の25%以上を占めるほど重要な財源となっている都市も少なくない。広東省の場合、92年の土地使用権の譲渡収益は94億元に達し、その年の財政収入の45%に相当した。土地使用権譲渡方式の広がりに対して、90年5月の「都市国有土地使用権譲渡・転売暫定条例」、94年11月の「都市不動産管理条例」などの発布によって法律面での整備も進められている。

次に、中国の都市住宅制度の改革についてみると、1980年代は住宅制度改革の実験段階にとどまっていた。90年代から本格的な取り組みが始まった。91年11月、国務院は「都市住宅制度改革の全面的推進に関する決定」を発布し、92年以降の総合的住宅制度改革に着手している。

上に述べた土地使用権譲渡方式や住宅制度改革の全面的推進に加え、1992年には改革・開放促進の大方針が示されたこともあって、中国の不動産業は初步的な段階とはいえ大いに沸きたった。国家土地管理局の統計によると、91年末には全国の開発区設置数は117カ所であった。92年末には、国務院特区弁公室の報告で1800カ所、国家計画委員会の掌握するところで1700カ所、国家土地管理局の統計で2700カ所を数えるまでになった。この年だけで、それまでの累計数の20倍を超える開発区の建設が着手されたことになる。さらに、郷鎮企業レベルの工業団地を含んだ農業部の統計では8700カ所にもなる⁽²⁷⁾。不動産開発会社の数も91年末の6000社から93年には2万社に増えた。一定規模以上の開発用地は国務院の許可が必要だが、実際に申請されたのは36カ所のみで、残りの260カ所は無許可のまま建設にとりかかっている。これだけの大規模な建設計画が1~2年のうちに一気に全国に登場したのでは、当然、資金や資材の不足をきたす。全国ですでに建設を認可された開発区1万5000平方キロメートルのうち、実際に開発区として建設された土地

図2 中国の不動産金融



(出所) 刑天才・沈紅鷹主編『中国房地産金融』大連: 東北財経大学出版社, 1994年, 49~56ページより一部修正。

は2%の307平方キロメートルにすぎず、その他の土地は休閑地となっているといわれる。

不動産開発に必要な資金を提供するのは、図2に示したような不動産金融である。ノンバンク金融機関は図2のほかにも多種多様である。これらのノンバンクが固定資産投資のための資金を捻出する方法には、次のようなものがある⁽²⁸⁾。

- (i)証券公司、信託投資公司、国債取扱いセクション、企業・事業体などが国債の空売りと買戻しの方法によって、コール資金を借り入れる。
- ある省の12社が北京証券取引センター(国家経済体制改革委員会が後ろ

盾になっている) から借り入れた 9 億 5000 万元のうち、実際には 5 億 8500 万元が固定資産投資にまわされた。

- (ii) 各地方官庁が基金会の名目で、金融業を行う。農業委員会系の農村基金会、民政局系の民政福利基金会、教育局系の教育基金会、労働組合系の困窮救済基金会、公安局系の義勇基金会などがある。これら基金の利子率は定期預金より 6 % ポイントほど高く、最高では年率 21% のものもある。
- (iii) 質屋が本来の業務範囲を越えて、金融業に携わる。ある省の 1 地区には 121 の質屋があるが、人民銀行の許可を受けたものは一つもなく、公安局と工商行政管理局の許可しか受けずに預金・貸出をしている。
- (iv) 信託投資公司が規定に違反して借り入れている。信託投資公司のコール資金借入は、自己資金より多くてはならない、あるいは長期投資資金は自己資金の 20% を超えてはならない、という人民銀行の規定が守られていない。

1992~93 年にインフレが昂進した理由の一つとして、地方の政府機関や国有銀行支店がその傘下に金融機関を設置して不動産投機や開発区への投資を奨励したことがあげられる。さらに、金融引締めの下で地方政府が建設資金を調達する方法として、土地使用権を外資へ切売りしたこともマネー・サプライ増に拍車をかけた。93 年の数字では、各地方が外資に 8 万ヘクタールの土地使用権を売り、1231 億元を得ている。この金額は、中国の現金流通量の 21% に相当する。

このような開発区建設フィーバーによって、この時期には 1 年で 67 万ヘクタールの耕地が転用されている。67 万ヘクタールといえば、日本の青森・岩手・宮城・秋田各県の耕地面積を合わせた広さに相当する。開発区といっても必ずしも工業団地のようなものばかりではなく、リゾート村やゴルフ場建設にも充てられた。とくに外資向けに高級別荘、オフィス、マンションなどが売りに出されている。広東省では、この数年間に供給された 7 万戸の別荘のうち、6 万 5000 戸が香港・マカオの資本によって購入されたものであ

る⁽²⁹⁾。

② 不動産業への外資参入

中国の不動産業への外資の進出は、1980年代後半から始まった。当時、香港資本による経済特区の工業用地・オフィスビル・住宅の建設が主であったが、一部の都市では、マレーシアのクオック・グループなどがホテルやオフィスの建設を進めている。92年以降の対中投資フィーバーを支えたのも香港を中心とする華人企業であった。新世界発展（ニュー・ワールド・デベロップメント）や新鴻基地産发展（サン・フン・カイ）による高速道路や発電所から住宅・オフィスビルの建設、長江実業によるコンテナ埠頭や北京「東方広場」の開発、ワーフによる武漢の不動産開発など目白押してある⁽³⁰⁾。ホーパウェルはBOT方式で深圳—広州間の高速道路建設を完成した。東南アジア華人企業のなかからもクオック・グループの他に、インドネシアのリッポーやサリム、タイのステラックス、フィリピンのアジア・ワールド・グループなども参入している。このような外資による不動産開発投資が中国の不動産業のいっそうの活性化を促している。

地方政府が外資誘致のために低価格で土地の使用権を売却するのも珍しくない。土地使用権の販売には協議、入札、競売の3方式があるが、90%以上は協議方式を通じて決定される。深圳の1988～89年のデータでは1平方メートル当たりの地価は協議108元、入札1213元、競売2528元と大きく違う。協議価格は「長官価格」ともいわれ、往々にして利権のからんだ地方幹部の意向で左右される⁽³¹⁾。一部の都市で得た土地使用権売却の利益は見積り利益の5分の1でしかなかったという。93年後半からの引締め政策への転換によって不動産フィーバーも冷めてきたが、今なお不動産投資の増加率は大きい。91～95年の各種家屋の竣工面積は、14億2000万平方メートルで、86～90年の5年間より66%も増えている。そのうち、住宅は6億2000万平方メートルで72%増であった⁽³²⁾。

第3節 改革・開放の新たな課題

1. 新たな発展パターンの模索

「先富論」（一部の人々と一部の地区が先に豊かになるのはいいことだ）と「放権讓利」（権益の下位への委譲）を軸にした鄧小平型の改革・開放は、中国に未曾有の経済発展をもたらしたが、他方で、インフレの昂進とマクロ経済の混乱、地域間・産業間の不均衡発展、所得格差、資源不足と環境汚染などにみられるような社会不安・政情不安につながりかねない多くの問題を引き起こした。

中国が来世紀にはアメリカや日本を超えて、世界一の経済大国になるという楽観的議論が一方にあれば、他方には、中国の高度成長は大量の資源投入に支えられたもので、技術や効率性の改善はなく、いずれ中国のバブル経済ははじけるという、P・クルーグマン氏やR・ホーニャック氏の悲観的見解もある⁽³³⁾。筆者は1970年代末以降の中国の経済発展過程に技術進歩や効率の改善がほとんどなかったとまではいわないが、クルーグマン氏らの見方には鄧小平型改革・開放パターンの弱点を鋭く突いた側面があると思う。

1995年秋の中共14期5中全会、および96年春の第8期全人代第4回会議で採択された第9次5カ年計画（1996～2000年）と2010年長期目標の方針は、中国が過去17年間にわたる鄧小平型「改革・開放」を見直し、新たな道を模索し始めたことを物語っている。それによると、従来の経済成長パターンは資源を大量投入し、資金の回転が遅く、経済効率の低い「粗放型」であった。5カ年計画や2010年長期目標に盛られた中長期目標を達成するためには、科学技術・品質・効率性・収益性を重視した「集約型」への転換が必要であるという。

このような方針の下で2010年までの経済改革の目的は、社会主义市場経済体制を体系化し、より十全なものにしていくことにある。そのための課題と

して、次の7点があがっている。(1)現代的企業制度を確立するよう、国と企業の財産所有権の明確化、行政管理と企業経営との分離、科学的管理を推進していく。(2)価格の自由化、卸売市場の発展、金融市場・不動産市場・技術市場・情報市場の育成を通じて市場を体系化していく。(3)政府機能を直接的コントロールから間接的マクロ・コントロールへと転換する。(4)財政投融資、投資リスク責任制、産業政策に基づく投資のコントロールと投資の市場決定との結合、などの方法を通じて投資体制を改革する。(5)効率と平等に配慮した所得分配を制度化する。(6)養老年金、失業保険、健康保険制度の改革を促進し、社会保険、社会福祉、公的扶助、個人貯蓄保障などと結びついた重層的社会保障体系を築く。(7)市場経済の規範化に向けて経済立法を急ぐ。

また、対外開放の分野では、(1)従来の対外開放政策を推進するとともに、エネルギー・交通インフラの建設、金融、保険、商業、貿易の分野でも外資参入を認めていく、(2)輸出入を均衡させ、高付加価値の製品の輸出を増やすと同時に、貿易体制の改革を進める、(3)農業、エネルギー、交通、重要原材料の生産に対して外資の進出を促すよう投資環境と法制度を整備する、との方針を打ち出している。

2. 対外開放政策の見直し

高度成長路線が行きづまっているのと同様に、鄧小平型「改革・開放」のもう一つの牽引車となった外資導入政策も見直しを迫られている。「美女は先に嫁ぐ」とばかりに外資誘致を各地方が競い合って、中央の政策で許された範囲を越えた優遇措置（「貴賓待遇、超国民待遇」と呼ばれる）を外資側に与えたり、法外な廉価で土地使用権や国有企業資産を譲渡したりするような事態への批判が高まっている⁽³⁴⁾。沿海部にあって十分豊かになった特区に今なお優遇措置を与えるのは、内陸部との格差をますます拡大することにつながる、との不満も噴出している。

中国がこれまでの経験を踏まえて、貿易と直接投資の分野でどのような方

針で臨もうとしているのか。中国社会科学院数量経済技術経済研究所長の李京文氏らの厳しい見解を次に紹介しておこう⁽³⁵⁾。

第1に、WTO加盟に向けては、発展途上国としての地位を堅持して、民族工業を保護していかなければならない。

第2に、合弁企業による金銭以外の投資を極力避ける。特許・技術料・商標権などの知的所有権はその価値を評価するのが難しく、外資側の投資額を過大評価しがちである。

第3に、外資が持ち株会社などの形態を用いて市場独占をしないようにする。すでに中国の一部産業では外資のシェアが非常に大きくなっている。例えば、電子産業の場合、その傾向は顕著で、外資系企業は5000社を数え、生産額は全体の3分の1に達している。そのうち、外資系大手28社の輸出は、1993年の電子産業輸出総額の55.6%を占める⁽³⁶⁾。化粧品業界800社のうち、合弁企業は150社で、その販売額は3分の1を占める。主要な洗剤メーカーはほとんど外資との合弁である。ガラス・メーカーも大手5社のうち、合弁企業が3社になる。医薬品業界には合弁企業が10数社あるが、外資が株式の50%以上を所有しているのが12社で、1社のみ中国側が73.6%を所有している。タイヤも59の大型メーカーのうち10社が外資の持ち株下にある。

第4に、外国からの技術移転を実現しなければならない。例えば、ある合弁のブラウン管工場は国産化率80%というにもかかわらず、基幹技術は輸入に依存しているため、毎年3000万米ドルの外貨を支払っている。

第5に、直接投資の導入にあたっては、次の5点に注意しなければならない。

- (1)現在の対中投資は中小企業が優勢だが、今後は技術水準・管理能力が高く、資金力の豊富な多国籍企業の誘致に努める。
- (2)不動産やサービス業への外資参入を抑制して、エネルギー、交通・運輸・通信などのインフラ建設や機械・電子などの製造業への外資進出を奨励する。
- (3)外資の実際投資額と契約額との差を縮める。1979~92年の期間、(実績

ベースの投資額) / (契約ベースの投資額) の比率は 31.2% でしかなかった。そのうち、合弁 34.8%，合作経営 26.2%，100% 外資 21.2% であった。

- (4) 外資の投資規模を一定額以上にする。1992 年における契約ベースの 1 件当たり平均投資額は 119 万米ドルでしかなく、このような少額の投資では研究開発資金を捻出する余裕がない。
- (5) 外資系企業の赤字経営がめだつが、相当数の企業は本社から輸入した機械・原材料の価格を高く設定して、帳簿上の欠損を作り出している。これは一種の脱税行為であって、取り締まらねばならない。

以上にまとめた李京文氏らの主張は、外国企業の対中投資がもたらした経済の現状に対して一定の批判的観点を打ち出している。このように、中国が新たな発展パターンを模索し、外資導入政策の見直しに着手しているとき、外資の対中進出のあり方も転換を迫られているといってよい。

おわりに

中国経済は今、新たな転換点に立っている。鄧小平型「改革・開放」がもたらした矛盾の局面にいかに対処するか、これまでの経済発展戦略の見直しを迫られている。WTO 加盟もいずれ実現するだろうし、市場開放への外国からの圧力も強まってこよう。次世紀に向けて経済の国際化・市場化を推し進めつつ、国内産業の育成と国有企業改革をいかなるシステムの下で、どのように進めていくのか、中国は正念場を迎えることになる。

注(1) 石原享一「中国経済改革の軌跡と矛盾」(岡部達味・毛里和子編『改革・開放時代の中国』日本国際問題研究所、1991 年) 132~135 ページ。

(2) 『北京週報』1992 年第 23 号、11 ページ。

- (3) 『アジア経済』第37巻第7・8号。1996年7・8月特集号は、1992年以降の改革・開放の新段階の内容と問題点について価格改革（石原享一）、自動車産業政策（田島俊雄）、貿易システムの改革（今井理之）、交通・運輸の改革（内田知行）、財政改革（呉軍華）、社会保険制度の改革（前田比呂子）、教育改革（三好章）の各分野から整理している。
- (4) 《中国改革与發展報告》專家組『中国的道路：中国改革与發展報告：1978～1994』北京：中国財政経済出版社、1995年、224～226ページ。
- (5) 陳錦華主編『1995年中国国民経済和社会発展報告』北京：中国計画出版社、1995年、372～377ページ。
- (6) 高佩義「試論国家定価的範囲」（『中国物価』1992年第1期）30ページ。
- (7) A World Bank Country Study, *China : Reform and the Role of the Plan in the 1990s*, Washington, D. C. : World Bank, 1992, pp. 128～129.
- (8) 農家の燃料消費については、集団経営から農家請負制への転換によって逆に自給率が高まっている。これは、作物ガラを自家用として燃やすことができるようになったからである。しかし、これも商業エネルギーへの転換に伴い、しだいに自給率は低下していく傾向にある。
- (9) 孫潭鎮・呂旺実「中国対外貿易与外国来華投資の発展及其地域特徴」（常清編『中国経済的市場化与国際化』IDE SIE Report No. 1, 1996年）68～69ページ。
- (10) 王健民「中国的对外開放政策与国際化」（劉国光、羅期・加納特主編『経済改革与国際化——中国和太平洋地区』北京：経済管理出版社、1994年）34ページ。
- (11) 世界銀行の1992年カントリー・レポート（*China : Reform and the Role of the Plan in the 1990s*, Washington, D. C. : World Bank, 1992, p. 67）によれば、中国が市場経済化を比較的順調に実現してきた要因の一つとして、輸出振興に励んだ点があげられる。とりわけ、香港企業が中継貿易を行うために厳格なデザインや品質を要求する等、大陸と国際市場との橋わたしをしたことに注目している。
- (12) 賈康「世界銀行与中国的改革与發展」（王建編『中国的経済発展戦略与对外開放』IDE SIE Report No. 2, 1996年）51～53ページ。
- (13) 孫・呂「中国対外貿易……」69～70ページ。
- (14) 同上論文、71ページ。
- (15) 常清・唐健「中国的商品市場、金融市場、労働力市場、房地産市場」（常清編『中国経済的市場化……』）29～33ページ。
- (16) 同上論文、34、62～63ページ。
- (17) 金融市场取引が多様化していく過程については、小島麗逸「中国金融市场 の多重性」（石原享一編『中国経済の多重構造』アジア経済研究所、1991年）

が詳しい。

- (18) 常・唐「中国的商品市場……」35~36ページ。
- (19) 同上論文, 37ページ。
- (20) 同上論文, 38ページ。
- (21) 南洋商業銀行は香港中国銀行集団の傘下にあり, 純粹の外資とはいひ難いが, 香港では1949年創業の歴史をもっている。中国大陸には深圳, 蛇口, 海口, 広州, 大連の5支店を開いている(『中国金融年鑑』1994年版, 118ページ)。
- (22) 『中国金融年鑑』1995年版, 128ページ。
- (23) 常・唐「中国的商品市場……」63~64ページ。
- (24) 同上論文, 42~44ページ。
- (25) 同上論文, 47~51ページ。
- (26) 同上論文, 51~52ページ。
- (27) 小島麗逸・石原享一編『原典中国現代史 第3巻 経済』岩波書店, 1994年, 84~85ページ。
- (28) 国家計委固定資産投資等編『中国投資白皮書(1995)』北京:国際文化出版公司, 1995年, 6~7ページ。
- (29) 常・唐「中国的商品市場……」53ページ。
- (30) 井上隆一郎編『中国の企業と産業』日本経済新聞社, 1996年, 355~358ページ。
- (31) 孔凡文「土地管理中存在的問題与建議」(『価格理論与実践』1993年第11期) 35ページ。
- (32) 常・唐「中国的商品市場……」54~55ページ。
- (33) P・クルーグマンほか(武内興喜訳)『アジア成功への課題』中央公論社, 1995年, 9~54ページ。
- (34) 何誠穎「外資購併:警惕国有资产流出!」(『中国改革』1996年第7期) 16~18ページ。例えば中策投資公司(現在の中策集團公司)は、インドネシアのシナールマス・グループが対中投資を展開するために香港においていた持株会社である。1993年までの2年ほどの間に中国の国有企业200社近くを買収し、30億元を投資している。1992年には福建省泉州市にある市直轄の国有企业37社すべてを買収して泉州中僑集團株式会社とし、中策が60%の株式を支配した。持株会社として株式の過半を取得する方式によって、中国各地のゴム・タイヤ工場やビール工場を支配下においていることでも知られる。このようなタイプの国有企业の外資への身売りは「中策現象」とも呼ばれ、一時ブームを引き起こした。しかし、近年では国有资产を安く評価して国に損害を与えると同時に、企業や役員の汚職腐敗にもつながるとして批判が強まっている(「海外企業在華的併購現象及其対策」, 『中国改革』1996年第2期,

23~24 ページ)。

(35) 李京文主編『走向 21 世紀の中国経済』北京：経済管理出版社，1995 年，
321~325 ページ。

(36) 《中国改革与発展報告》専家組『中国的道路……』232 ページ。